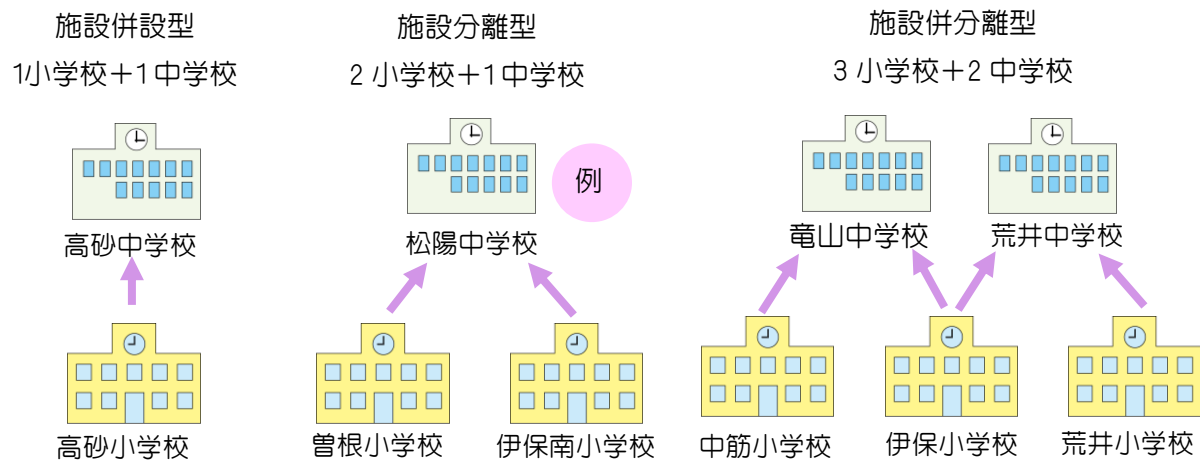


6月定例会 一般質問②

小中一貫教育について

すでに小中一貫教育が実施されている高砂小学校・高砂中学校以外の9小学校5中学校でも小中一貫教育を行う計画が策定されています。しかしながら、施設併設型の小中一貫教育が行われている高砂小学校・高砂中学校と異なり、他の学校は施設分離型での小中一貫教育となります。高砂市における施設分離型の小中一貫教育がどのように考えられているのか、質問いたしました。



質問:現状の小学校・中学校教育の課題と小中一貫教育の必要性について伺いたい。

市の回答

中学校入学後に新しい環境に不適應となり、自尊感情が低くなるケースがある。学習面だけでなく性格、行動にも課題はある。自分を大切に、将来を見つめ努力するということが欠けていると認識している。82%の児童が中学校生活に不安を抱いており、小中の円滑な接続のためにも一貫教育を行いたい。

質問:施設分離型の一貫教育には、物理的な距離から、移動などに時間を要するため、教員の乗り入れや合同行事の実施に課題があると感じる。市内には3小学校+2中学校の施設分離型となる予定の学校もある。どのような一貫教育を行うのか。

市の回答

教員の乗り入れや合同行事について、課題はあると考えるが、行えるように課題解決に取り組む。また、中学校生徒会による学校紹介や中学校1日体験など先進事例を参考にしながら取り組みたい。

質問:現在行われている小中連携教育と今後行う小中一貫教育の違いは何か。

市の回答

連携は小学校・中学校間の情報交換や交流に過ぎないと考えている。それに対し、一貫教育は教育目標を共有し、方向性をともにしながら9年間の成長をともにすることを考えている。

しまづはるか後援会報



会報11号

発行責任者：島津明香 TEL/FAX:079-447-1515 E-mail:shimazu.takasago@gmail.com

挨拶

後援会報を手にとっていただき、ありがとうございます。

2016年(平成28年)6月9日より6月21日までの13日間、平成28年6月定例会が開催されました。後援会報11号では、市庁舎や中学校給食、高校生等医療費助成など6月定例会にて議論したことを中心にお知らせしてまいります。最後まで読んでいただくと嬉しく存じます。



高砂市議会議員 島津 明香

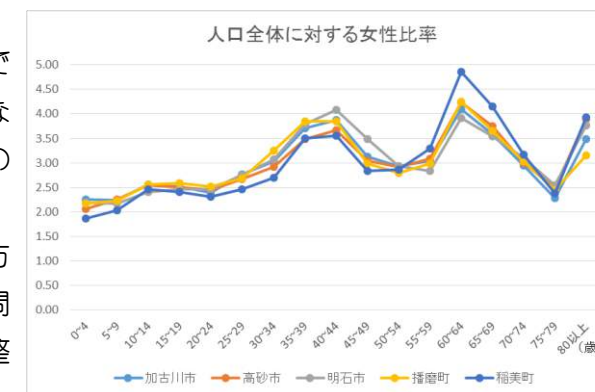
6月定例会 一般質問①

6月定例会の一般質問では、「若い世代を対象にしたまちづくりについて」と「小中一貫教育について」の二つのテーマについて質問しました。

若い世代を対象にしたまちづくり

近隣の二市二町と比較すると、合計特殊出生率は高砂市は稲美町に次いで合計特殊出生率が低くなっています。また、総人口に占める30代から40代の女性の割合も少なくなっています。

これらに対して、子育て支援施策はもちろん、多方面から総合的な取り組みが必要なのではないか質問をいたしました。特に、住環境の整備や就労環境の整備について訴えました。



市の回答

合計特殊出生率の低下は様々な要因に左右され、30代から40代の女性人口構成が低いことや結婚・出産・子育てをめぐる状況・就労状況などのあらゆる要因が考えられると分析している。確かに総合的な取り組みが必要であり、今後はハードだけでなく、ソフト面も女性や若者の声を聞きながら取り組みたい。

※小中一貫教育については最終ページをご覧ください。

6月定例会 議案質疑

高校生等入院医療費について

7月より開始している、高校生等の入院医療費を無料化する条例改正、「高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて」が提案され、審議しました。15歳から18歳の年齢層に対する入院医療費を無料化するものです。

15歳から18歳の子どものうち、制度の対象とする子どもについて議論となりました。私は、「仕事をしながら定時制の高等学校などに通う子どもも対象とすべき」ということを主に主張しました。他の議員の方々もそれぞれの観点から対象について質問されました。

議論の結果、この条例議案については、一度提案した議案を行政当局により訂正する、原案訂正が行われました。

《原案》

第2条
(4) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないものをいう

第3条
高校生等にあつては、次に掲げる要件に該当すること。
ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律128号。他の法律において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による被扶養者であること。
イ 現に婚姻をしていないこと。

《訂正後》

第2条
(4) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないものをいう

第3条
高校生等にあつては、次に掲げる要件に該当すること。
ア 高校生等の医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額が300万円以下であること。
イ 現に婚姻をしていないこと。

6月定例会 諸報告

市庁舎について

2016年6月20日のブログにも掲載中

『高砂市庁舎整備計画基本構想』が完成したことに伴い、3月定例会に引き続き市庁舎について議論の機会がありました。



2月23日から3月23日にかけて行われたパブリックコメントでは、移転建替の意見が多い。それでもなお、現地建替の基本構想となっているのでは、パブリックコメントの意味がないのではないかと。パブリックコメントを踏まえて、現地建替の構想を策定した理由を伺いたい。

市の担当者

2年あまり庁内で検討し、検討委員会の回答は「現地建替が望ましい」というものであった。そのため、現地の方向性で議論していきたいと、3月末にその方向性で基本構想をまとめた。パブリックコメントでは移転建替が多かったものの、当初のアンケートでは現地建替の希望が多く、安全性・財政面・明姫幹線南地区は市街化調整区域という制約があることの3点を考慮し、現地建替とした。

中学校給食について

2016年6月21日のブログにも掲載中

平成31年度・32年度からの実施を目標に行われていた中学校給食について、自校方式からセンター方式へと運営方式を変更し、平成31年度内を目標に実施を目指すとの報告がありました。



市の担当者

センター建設地について、教育環境への影響を懸念する。学校用地内に建設されることはないのか。

学校外の土地を取得するというのが最終結論であり、土地の取得に向けて全力で取り組む。



※質疑・答弁の要点を記したものであり、実際の発言とは言い回し・言葉遣いなどは異なります。

お知らせ

ホームページも合わせてご覧ください。 <http://shimazuharuka.com/>
また、日々の活動をブログに綴っています。

しまづはるか活動報告 <http://blog.goo.ne.jp/shimazu1987>

読んでいただき、ありがとうございました。ご感想をお寄せいただくと嬉しく存じます。

しまづはるか後援会では、後援会員を募集しております。ご入会いただける方は、下記連絡先まで、ご連絡ください。

TEL/FAX 079-447-1515 E-mail shimazu.takasago@gmail.com

高砂市伊保東2丁目2-23